

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------|
| 17 | 立山町 こども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

立山町は、こども医療費助成に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

立山町長

公表日

平成29年9月13日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | こども医療費助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>1. 事務の概要 こどもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、こどもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、立山町こども医療費助成に関する条例(平成7年3月28日条例第2号)及び立山町こども医療費助成に関する条例施行規則(平成7年3月28日規則第7号)に基づき、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有するこどもの保護者を対象に、こどもの受けた保険給付に係る一部負担金又はその一部に相当するこども医療費を支給するものである。</p> <p>2. 個人番号を利用する主旨・目的 こどもの生計を維持する程度の高い者に所得制限がある他、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等により医療費の額を公費で負担されていないことが条件となるため、公正公平な認定をするにあたり、住基情報の他に所得情報、扶養情報等の住民に関する正確な情報を得ることが不可欠であり、個人番号の取得、あるいは情報提供を求め、これを利用するものである。</p> <p>3. 特定個人情報ファイルを取り扱う具体的な事務手続き 本事務における特定個人情報は、次の事務に使用する。 (1)こども医療費受給資格新規認定事務 (2)こども医療費受給資格更新事務 (3)こども医療費支給事務 (4)その他届出等</p> |
| ③システムの名称 | 1. こども医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| こども医療費助成情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 立山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】 番号法 第19条第8号 立山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民課 |
| ②所属長 | 課長 青木清仁 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 立山町 総務課行政係 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440 電話番号:076-463-1121(代) ファックス番号:076-463-1254 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成29年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成29年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

